

育てます小さな信用  
守ります大きな信用

令和6年度版  
信用保証協会レポート

TOTTORI  
Guarantee  
Report  
2024

鳥取県信用保証協会



## ごあいさつ 1

## 信用保証協会とは 2

根拠法・目的・業務 2

信用保証制度の仕組み 3

信用保険制度の仕組み 4

信用補完制度の仕組み 4

## 鳥取県信用保証協会の概要 5

沿革 5

プロフィール 5

機構と主な事務分掌 6

## 中期事業計画・年度経営計画 7

計画の策定について 7

中期事業計画 (令和6年度～令和8年度) 7

年度経営計画 (令和6年度) 8

## 信用保証のご利用にあたって 9

ご利用いただける方 9

ご利用いただけない方 9

信用保証の内容と条件 10

信用保証料 11

## 保証制度のご案内 12

## 令和5年度 of 主な取組み 13

## 広報活動について 15

## 信用保証の動向 17

保証承諾 17

保証債務残高 19

代位弁済 20

市町村別保証承諾・残高・代位弁済 22

## 令和5年度事業報告 23

事業概況 23

収支計算書 24

貸借対照表 25

財産目録 25

基本財産 26

## 個人情報保護への取組みについて 27

## コンプライアンス体制について 28

## 反社会的勢力排除宣言 28

## 本・支所の担当区域と事務所位置略図 29

## ごあいさつ

平素より鳥取県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、「令和6年度版 鳥取県信用保証協会レポート」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、これまで以上に当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

あの過酷なコロナ禍は過ぎ去ったものの、この機会にいろいろなものを見直そうじゃないか、変えようじゃないか、とかまびすしい世間の声もありましたが、元の木阿弥になったものも多かったのではないのでしょうか。一方で、人々の移動や人との接触などが大きな制約を受けたことによって、消費の動向や生活スタイル、これまでの価値観も人によっては大きく変わったのではないのでしょうか。

この間、当協会は地元中小企業の皆さまとともに歩んでまいりましたし、これからもより強くそのようにありたいと考えておりますが、現状、様々な経営課題、深刻な人手不足や後継者問題等々、事業者の皆さまの悩みは尽きないと存じます。

そのような中で、昨年末には最新のデータが更新されるなどした結果、当協会の保証利用度は実に約6割となり、全国一になりました。

このことは県内の厳しい経営環境を反映していることもあろうかと思いますが、我々は当協会を信頼しご利用いただいた多くの事業者の方々のお役に立てたものと考えております。今後ともこの結果も踏まえ、金融機関、関係各機関、行政などともより一層連携をとらせていただき、お客さまに寄り添った金融支援、経営支援を心がけてまいります。引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

鳥取県信用保証協会  
会長 野川 聡

# 『育てます小さな信用 守ります大きな信用』 信用保証協会とは



信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金を調達される際に「公的な保証人」となって借入をスムーズにし、経営上の相談や企業診断、情報提供といった多様なニーズにお応えして中小企業の経営基盤の強化に寄与する信用保証協会法に基づく公的機関です。

## 鳥取県信用保証協会の経営理念

わたしたちは、中小企業の多様なニーズに積極的に対応し、  
経営の安定と成長をサポートすることにより、  
地域経済の活力ある発展に貢献します。

### 根拠法・目的・業務

#### 根拠法

信用保証協会法

(昭和28年8月10日法律第196号)

主務大臣)内閣総理大臣

(金融庁長官…法50条の1に基づく権限の委任)

経済産業大臣

(地方支分部局…法50条の2に基づく権限の委任)

#### 目的

「中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ること」を目的としています。

(鳥取県信用保証協会定款第1条)

#### 業務

信用保証協会は、上記の目的を達成するために次の業務を行なっています。

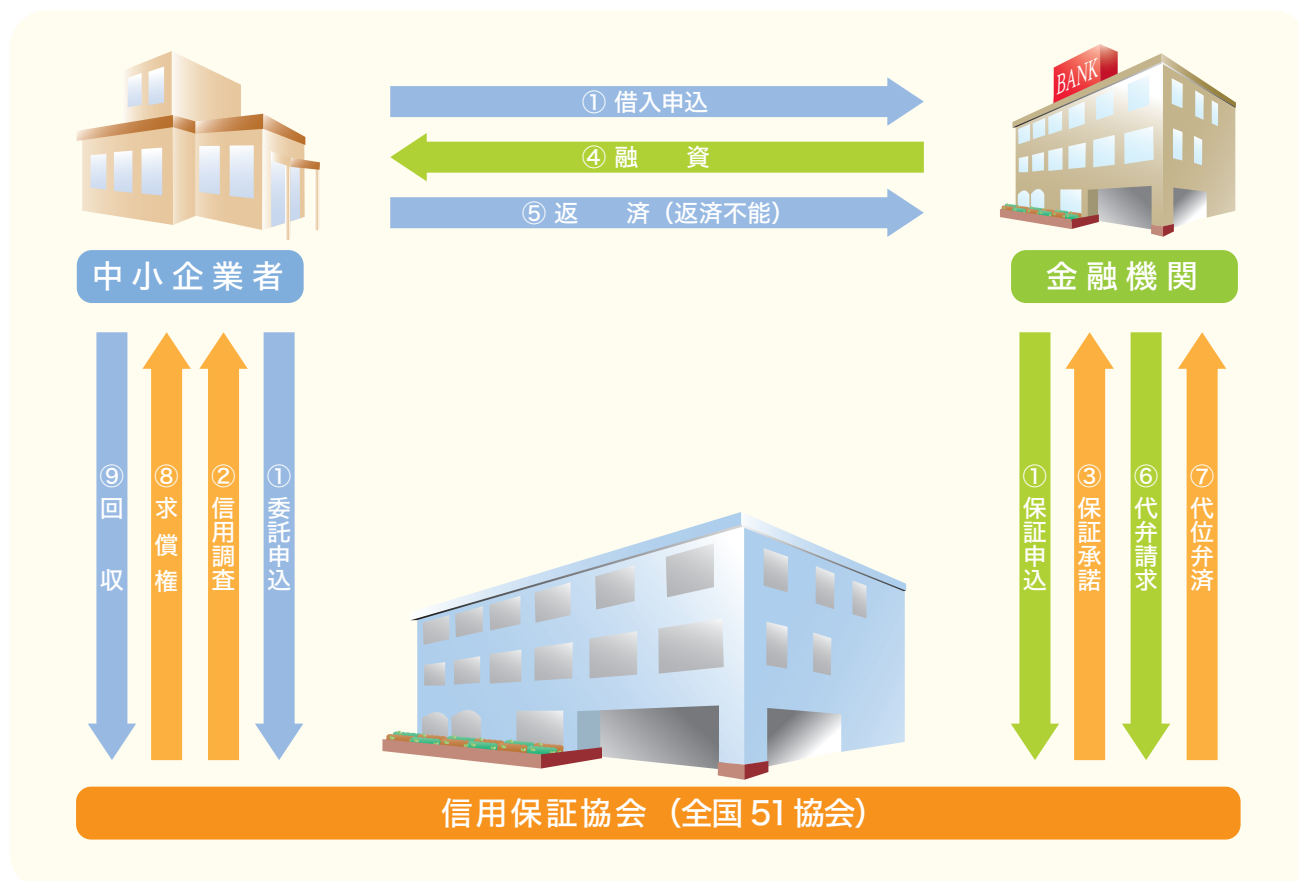
- ①中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ②中小企業者等が発行する社債(私募によるものに限る。)のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ③前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

なお、保証協会では、従来より中小企業者等に対する経営支援をおこなって参りましたが、平成30年4月1日施行の信用保証協会法一部改正により、「債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言、その他支援」、いわゆる経営支援業務が保証協会の本来業務として上記③の業務に明記されました。

また、これらの業務をおこなうにあたっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、金融機関と連携を図ることも明記されています。

## 信用保証制度の仕組み

信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国をあわせて51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



①信用保証のお申込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由して頂くのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会の本・支所に直接お申し込み頂く方法もあります。

②事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。

③保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を発行します。

④金融機関から融資が実行されます。

⑤融資条件に従って、金融機関にご返済をして頂きます。

⑥万一、返済不能にいたる事故が生じた場合には、金融機関は信用保証協会に弁済の請求をします。

⑦信用保証協会が代わって金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といいます。

⑧代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。

⑨以後、信用保証協会に返済して頂きます。

## 信用保険制度の仕組み

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。

昭和33年、政府出資により、信用保険業務と信用保証協会への保証原資の貸付業務を行うことを目的に、中小企業信用保険公庫が設立され制度の運営にあたってきましたが、現在は、日本政策金融公庫が業務を継承しています。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



①信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、原則としてすべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。

②この場合、信用保証協会は日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)に信用保険料を支払います。

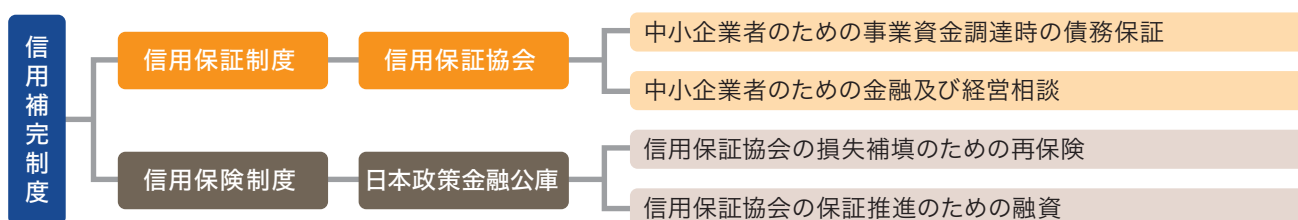
③信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故通知を行い、その後、保険金請求を行います。

④公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済額の70～90%の填補率によって信用保証協会に保険金を支払います。

⑤信用保証協会は、求償権を行使して回収した都度、その回収金を保険填補率に応じて公庫へ納付(返納)します。

## 信用補完制度の仕組み

このように、信用保証協会の行う信用保証制度と、公庫の行う信用保険制度とは相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度といいます。



## 沿革

- 昭和23年12月25日  
社団法人鳥取県信用保証協会設立認可
- 昭和24年1月17日  
社団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年2月6日  
財団法人鳥取県信用保証協会設立認可
- 昭和26年4月6日  
財団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年5月31日  
社団法人鳥取県信用保証協会解散
- 昭和26年6月1日  
財団法人鳥取県信用保証協会業務開始
- 昭和29年3月26日  
信用保証協会法による組織変更認可
- 昭和30年11月1日  
米子商工会議所内に米子連絡所開設
- 昭和34年8月1日  
倉吉商工会議所内に倉吉連絡所開設
- 昭和36年11月1日  
米子支所設立
- 昭和43年11月30日  
倉吉支所設立
- 昭和44年8月1日  
境港商工会議所内に米子支所境港連絡所開設
- 昭和53年4月15日  
米子支所事務所移転
- 昭和55年4月13日  
鳥取本所事務所移転
- 平成8年9月30日  
米子支所事務所移転
- 平成17年3月31日  
境港連絡所廃止
- 平成21年1月13日  
鳥取本所事務所移転

## プロフィール (令和6年4月1日現在)

### 基本財産

12,917,046千円

{(基金) 4,536,645千円  
{(基金準備金) 8,380,401千円

### 職員 53名

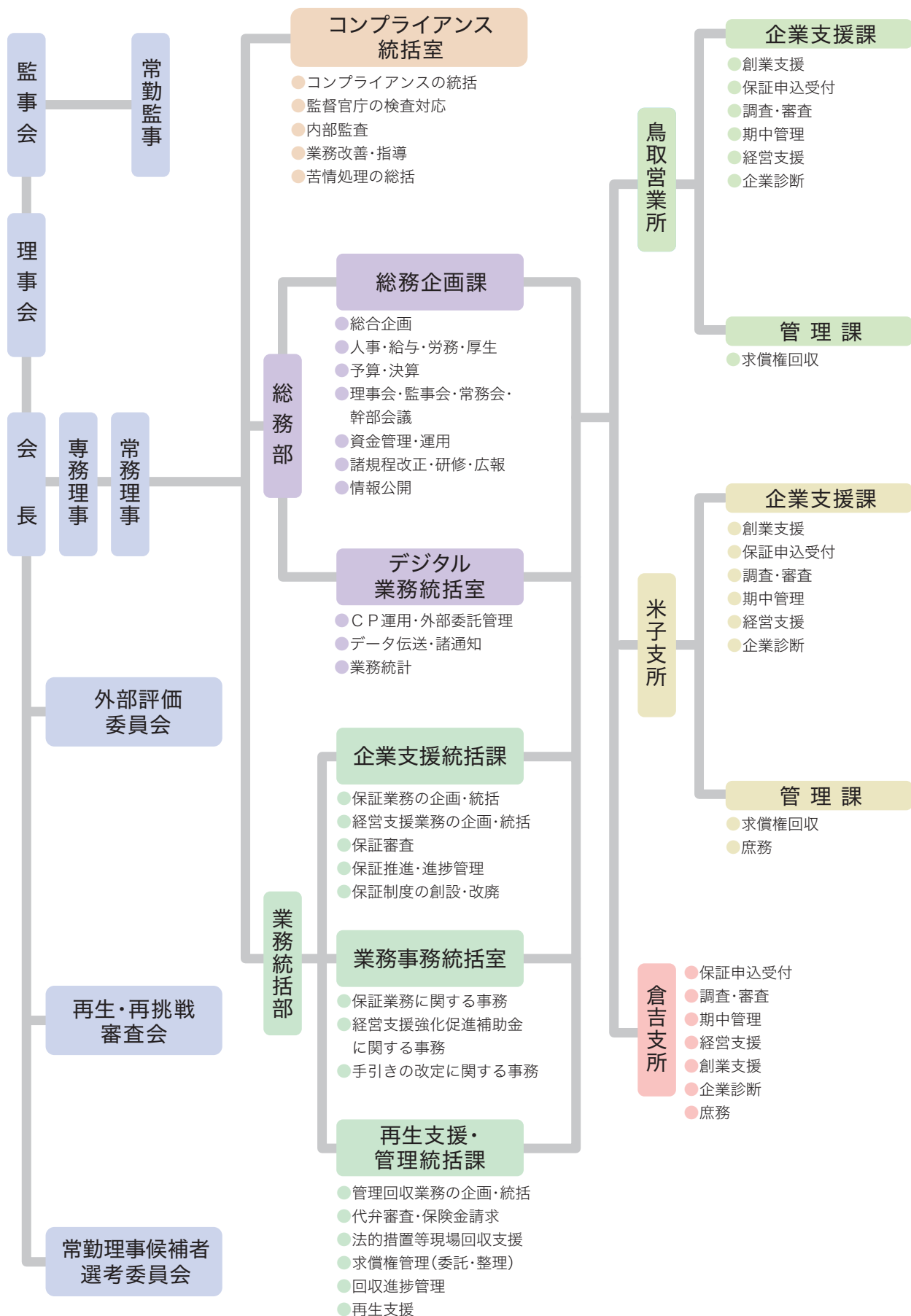
鳥取本所 32名

倉吉支所 6名

米子支所 15名

### 役員 理事 17名/監事 3名

会長	野川 聡 常勤
専務理事	三木 雅夫 常勤
常務理事	浜田 貴之 常勤
理事	池田 一彦 鳥取県商工労働部長
同	羽場 恭一 鳥取県市長会鳥取市副市長
同	吉田 英人 鳥取県町村会八頭町町長
同	西垣 豪 鳥取商工会議所副会頭
同	河越 行夫 倉吉商工会議所会頭
同	森脇 孝 米子商工会議所副会頭
同	堀田 收 境港商工会議所会頭
同	谷口 譲二 鳥取県中小企業団体中央会会長
同	土井 一朗 鳥取県商工会連合会会長
同	秋下 宗一 山陰合同銀行代表取締役
同	入江 到 鳥取銀行代表取締役頭取
同	笠見 和則 鳥取県信用金庫協会直前会長
同	西村 教子 公立鳥取環境大学経営学部教授
同	能見 和代 鳥取女性中央会幹事
監事	野津 和彦 常勤
同	米田 由起枝 税理士
同	岸田 和久 弁護士





## 計画の策定について

鳥取県信用保証協会では、公的保証機関としての社会的責任を果たすためには、保証協会自身の経営実態や経営方針を明確にし、中小企業者や金融機関、更には国民の皆様に対して説明責任を果たしていくことが必要であると考えています。

そこで、信用保証協会として運営規律の強化を図り、経営の透明性の向上を実現し、説明責任を果たすために、今後、以下の計画を策定し公表することとしました。また、計画については、第三者機関による評価も行い、その結果についても公表することとしています。

計画に対するご質問につきましては、最寄りの当協会事務所までお寄せ下さいますよう、お願い申し上げます。

**中期事業計画**…向こう3カ年の業務運営における基本方針と年度毎の取組方針、主要事業における事業計画を記載する。

**年度経営計画**…中期事業計画を受けて、単年度における経営方針・重点課題・財務計画を記載する。

## 第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

鳥取県信用保証協会は、パーパスを「育てます小さな信用 守ります大きな信用」と制定し、令和6年度からスタートする3カ年の中期事業計画を策定しました。

中小企業の経営環境が目まぐるしく変化していく中で、頑張る中小企業の今を支え、ともに明日を拓く頼れるパートナーを目指し、3つの柱を基本方針として実行性のある企業支援に全力で取り組みます。

### I 中小企業の創造的なニーズ等を含めライフステージに対応した柔軟性ある金融支援を実施します。

中小企業の経営環境の変化等による様々な資金ニーズに対応すべく、地方公共団体等と連携して適切な金融支援を行い、各ライフステージで求められる資金を供給することで経営の改善発達に寄与する保証支援を推進します。また、支援の実効性を高めるため金融機関・関係支援機関との連携の深化を図ります。

経営者保証に依存しない融資慣行の促進のため、経営者保証を不要とする保証を積極的に取り組みます。

### II 仲介機能を発揮しつつ、創業から成長及び再生、再チャレンジなどそれぞれのステージで経営、再生支援を実施します。

中小企業の複雑、多様化した経営課題に対し多面的な手法により解決策を提供し解決を図り、ともに明日を拓く頼れるパートナーとして伴走型の経営支援に全力で取り組みます。また、ハブ機能を発揮し創業期から再生期にわたる各ライフステージにおいて金融機関・関係支援機関と連携した経営、再生支援に努めます。

令和6年度から開始する経営支援に係る効果測定を活かし、測定数値とアンケート結果に基づき経営支援施策を工夫・改善し支援を実施します。

### III パーパスを起点とした効率的かつ効果的な業務運営と経営基盤の強化を実践します。

中小企業や金融機関等から信頼され必要とされる存在であり続け、地域経済の発展に貢献していくためには、土台である経営基盤をさらに強化していく必要があります。

当協会は、その実現に向け、コンプライアンスの徹底による業務の健全性の確保、社会貢献活動の推進、組織の活性化、利便性の向上等に引き続き取り組んでいきます。

# 令和6年度経営計画

## 1 業務環境

### (1) 鳥取県の景気動向

足元の県内経済状況は、個人消費においては新型コロナウイルス感染症の影響により抑制されていた外出型消費が改善し、観光関連等を中心に回復しています。一方で、投資活動は製造業の設備投資が全体を押し上げるなど良い動きもありますが、住宅投資は失速しており、生産活動は人手不足や海外需要の低迷などにより弱い動きとなっています。雇用情勢においても有効求人倍率が低下していることから、全体としては景気の先行きが懸念される状況です。

### (2) 中小企業者を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあるところですが、原材料や資源価格の高騰及び物価高、人手不足の影響等により依然として中小企業者を取り巻く環境は厳しい状況に直面しています。

また、国・県の無利子無保証料融資（ゼロゼロ融資）の政策効果や、柔軟なリスクスケジュール対応により引き続き倒産件数は低水準で推移していますが、収益が戻らず過剰債務に陥ることや、慢性的な人手不足、経営者の高齢化等といった要因により事業環境のさらなる悪化が重なった場合、倒産に至る可能性が高まることとなります。一方では、産業構造の変化や環境問題への意識の高まり、さらにはデジタルシフトや様々な国際情勢などにより新しい社会へ変化するスピードは加速すると予測され、これらに柔軟かつ迅速に対応するため、事業の再構築はもとより、生産性向上は急務であり革新的な取組みに果敢に挑戦していく必要があります。

## 2 業務運営方針

当協会は中小企業の経営環境が目まぐるしく変化していく中で、頑張る中小企業の今を支え、ともに明日を開く頼れるパートナーを目指し、3つの柱を基本方針として実行性のある企業支援に全力で取り組みます。

- I 中小企業の創造的なニーズ等を含めライフステージに対応した柔軟性ある金融支援を実施します。
- II 仲介機能を発揮しつつ、創業から成長及び再生、再チャレンジなどそれぞれのステージで経営、再生支援を実施します。
- III パーパスを起点とした効率的かつ効果的な業務運営と経営基盤の強化を実践します。

本年度は中期事業計画（令和6年度～令和8年度）の初年度として、パーパスである「育てます小さな信用 守ります大きな信用」を実践し、お客さまとの信頼関係を深め、経営の安定と成長をサポートすることにより地域経済の活力ある発展に貢献します。

### (1) 中小企業の資金ニーズに対応した金融支援

中小企業の借換えニーズや新たな資金ニーズ等に対応するため、地方公共団体等と連携して適切な保証制度を創設します。また、中小企業の経営状況を的確に把握して、最適な保証制度の提案・提供、柔軟なリスクスケジュール対応等の金融支援を実施します。

### (2) 創業期や成長期、再生期等の段階に応じた金融支援

中小企業の経営の改善発達に関する取り組みを後押しするため、事業計画等を適切に評価し、創業期や成長期、再生期等の段階に応じた最適な金融支援を行います。

### (3) 金融機関・関係支援機関との連携の深化

効果的な金融支援に繋げるため、金融機関・関係支援機関との情報交換等により連携の深化を図ります。

### (4) 経営者保証に依存しない取組の促進

経営者保証に依存しない取組を推進することにより、中小企業の積極的な事業展開を後押しします。

### (5) 経営課題の早期把握

収益が回復していない、資金繰りに支障をきたしている等の支援が必要な中小企業に対して、面談やフォローアップを行い、経営課題の早期把握を行います。

### (6) 経営課題に応じた経営支援の実施

面談やフォローアップ、金融機関ヒアリング等により把握した経営課題に応じて、メソッドアドバイザー派遣制度やチーム支援等の経営支援を実施します。

### (7) 関係支援機関との連携支援の拡充

中小企業のライフステージ毎の経営課題を解決するため、とっとり企業支援ネットワークの活用等により、金融機関、商工団体、鳥取県中小企業活性化協議会、鳥取県経営サポートセンター、鳥取県よろず支援拠点、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター等の関係支援機関との連携支援の拡充に向けた、橋渡しの役割の発揮に努めます。

### (8) 経営支援に関する効果測定の実施

効果的な経営支援を実施するため、経営支援の取組に関する定量的な効果検証と検証結果を活かした経営支援施策のブラッシュアップを行います。

### (9) 健全な業務運営

コンプライアンス・プログラムの着実な実施と浸透状況の検証により、コンプライアンス意識のさらなる向上に努めます。

### (10) 地域社会への貢献

CSR活動やSDGsへの取り組みを継続し、地域社会への貢献に努めます。

### (11) 組織の活性化

職員の生活環境や働き方の多様化に気を配り、より一層働きやすい職場となるよう努めます。また、研修内容を見直し、必要性の高い研修を新たに取り入れることで、時代に応じた知識・スキルの習得に努めます。

### (12) 業務効率化

デジタル技術の活用により、業務全般の効率化に取り組みます。

## 3 事業計画

項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	360億円	97.3%	123.7%
保証債務残高	2,035億円	92.3%	92.6%
代位弁済	40億円	100.0%	163.9%
回収	5億円	90.9%	106.8%

## ご利用いただける方

### 所在地

個人の場合は住居または事業所のいずれかを、法人の場合は本店または事業所等のいずれかを鳥取県内に有し、事業を営んでいることが必要です。

### 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
製造業等※	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

※運送業、建設業、不動産業等を含みます。

特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、常時使用する従業員数が該当していることが要件です。

### 業種

農業、林業、漁業のほか、金融業、保険業、サービス業の一部で保証対象とならない業種があります。

### 許認可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

## ご利用いただけない方

- ※ 手形交換所又は電子債権記録機関で取引停止処分を受けている方、又はその第二会社
- ※ 不渡りとなった手形の振出人又は引受人で、その処理が未了の方（電子記録債権の支払不能処分を含む）
- ※ 信用保証協会で代位弁済をしている方（ただし、一定の要件に該当すれば保証が可能な場合があります。）
- ※ 信用保証協会の求償権の保証人で債務履行をしていない方
- ※ 保証付融資の延滞等、保証実績の不良な方およびその保証人
- ※ 保証申込に際して、金融斡旋屋等の第三者が介在している方
- ※ 反社会的勢力等に該当する方
- ※ その他、中小企業信用保険法の適用を受けることができない方
- ※ 虚偽の申告をして保証を受けようとした方

# 信用保証の内容と条件

## 保証限度額

個人・法人 2億8千万円  
組合 4億8千万円

一企業者の保証の限度額は、各制度を合算したものです。  
(他県の信用保証協会のご利用残高も含まれます。)  
この他、上記の限度額とは別枠で扱える保証もありますので、詳しくは当協会各営業所にお問い合わせください。

## 資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限られます。(生活資金など事業に関係のない資金は対象となりません。)

## 保証期間

それぞれの制度により定めがありますが、最長20年まで利用できる制度もあります。

## 担保

必要に応じて提供をお願いしています。

※信用保証協会に担保を設定していただく場合には、登録免許税が租税特別措置法により通常の4/1000から1.5/1000に軽減されています。

## 連帯保証人

連帯保証人は必要となる場合がありますが、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。

<経営者保証を不要とする保証の取扱いについて>

次表いずれかの取扱いに該当する場合、経営者保証を不要とする(連帯保証人を徴求しない)取扱いができる可能性があります。

### 1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い(信用保証料の上乗せなし)

通称	要件
金融機関連携型	・以下のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。 (1) 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 (2) 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 (3) 法人と経営者の一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。
財務要件型	・直近決算期において一定の財務要件を満たしている。(「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります)
担保充足型	・法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

### 2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度(信用保証料の上乗せあり)

#### 要件

- ・以下のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。
- (1) 過去2年間において、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 直近の決算期において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。
  - ①直近の決算において債務超過でない。
  - ②直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
  - ①保証申込後においても、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出すること。
  - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

# 信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者の方には、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失補填の経費等、信用保証制度を運営するうえで必要な費用に充当するものです。なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・斡旋料等一切いただいておりません。

## リスク考慮型信用保証料率

信用保証料は、信用保証制度創設から長年の間、保証制度ごとに一律に定められていましたが、平成18年度より中小企業者の経営状況を踏まえた9区分に弾力化しています。

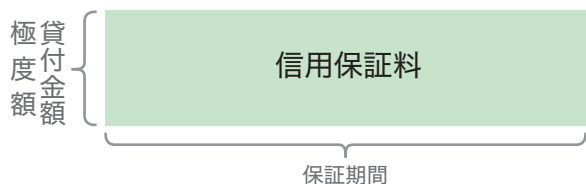
## 信用保証料率区分

お客さまの信用保証料率区分を決定する際の財務内容の総合的評価は、「中小企業信用リスク情報データベース(CRD)」を利用しています。

※中小企業信用リスク情報データベースとは、平成13年3月、経済産業省が中心となって、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。  
(蓄積されたデータは匿名であり、個々の企業を特定したデータベースではありません。)

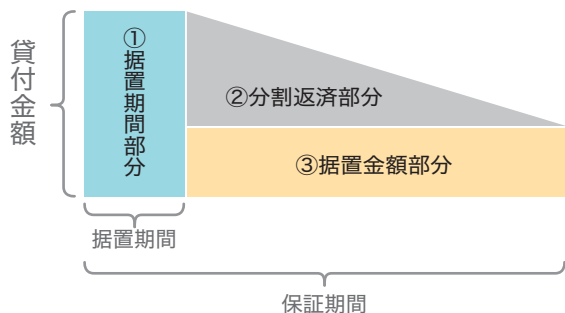
## 信用保証料の計算方法

### ①返済方法が一括返済及び根保証等(手形貸付、カードローンなど)の場合



$$\text{信用保証料(円)} = \text{貸付金額(円)} \times \text{信用保証料率(\%)} \times \text{保証期間(月)} / 12 (\text{円未満切り捨て})$$

### ②返済方法が分割返済の場合



据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合…②  
 据置期間部分のある分割返済の場合 …①+②  
 据置金額部分のある分割返済の場合 …②+③  
 据置期間・据置金額部分のある分割返済の場合…①+②+③

#### ①据置期間分

$$\text{貸付金額(円)} \times \text{保証料率(\%)} \times \text{据置期間(月)} \times 1/12$$

#### ②分割返済部分

$$(\text{貸付金額(円)} - \text{据置金額(円)}) \times \text{保証料率(\%)} \times (\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}) \times \text{係数}^* \times 1/12$$

#### ③据置金額部分

$$\text{据置金額(円)} \times \text{保証料率(\%)} \times (\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}) \times 1/12$$

※係数

分割回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.7	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.71
13回以上24回以下	0.6	0.66
25回以上	0.55	0.6

## 主な保証制度

	保証制度	特徴
創業期	鳥取県創業支援資金保証	これから創業される方、創業5年未満の方向け。
	スタートアップ創出促進貸付	これから法人を設立し創業予定の方、設立5年未満の法人は、経営者保証が不要。
	強小プラス（創業）	創業後間もない方でも利用できるカードローン。
拡大期	鳥取県中小企業小口融資保証 鳥取県小規模事業者融資保証	従業員数が20人以下の事業者向け。 （※商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は小口5人以下、小規模10人以下） 県制度の中でも特に低利・低保証料。
	鳥取県新規需要開拓設備資金保証	設備投資やそれに伴う運転・借換資金に、超長期（20年以内）で幅広く対応。
	事業者カードローン当座貸越根保証	業歴3年以上かつ申込金融機関との与信取引が6か月以上の方向けのカードローン。融資枠内で反復継続的・安定的に資金調達可能。
	リレーション強化保証	金融機関と連携してタイムリーに資金調達可能。極度枠や長期設備資金にも柔軟に対応。
改善期 （ポストコロナ）	鳥取県コロナ克服借換特別資金保証	経営改善計画の策定が必要。 超長期（15年以内）での借換に対応。
	事業再生計画実施関連保証 （感染症対応型）	認定支援機関の指導等による計画の策定が必要。 超長期（15年以内）の融資にも対応し、新型コロナウイルスからの事業再生を支援。
	経営力強化保証	新型コロナウイルス感染症により増加した債務の借換等に対応。 借入後も状況確認を継続し、経営改善に向け伴走して支援。
	鳥取県経営安定事業継続支援資金保証	期日一括型の返済により、毎月の返済額を低く抑えられる。 売上高が減少している方の資金繰りを支援。
経済変動時	鳥取県地域経済変動対策資金保証	経済変動事由（県指定）により経営に支障が生じている方向け。 低利・低保証料で支援。
事業承継時	鳥取県事業承継支援資金保証	2年以内に事業承継（代表者交代を含む）される方、事業承継後2年未満の方を対象に有利な条件での資金調達を可能にし、円滑な事業承継を支援。
その他	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）	一定の条件を満たす法人で、信用保証料率の上乗せにより経営者保証が不要となる保証制度。保証申込日に応じて、上乗せとなる信用保証料の一部を国が補助。

制度の詳細及びその他の制度については、当協会HPをご覧ください。



<https://www.cgc-tottori.or.jp/guarantee>

# 令和5年度の主な取組み



当協会では、中小企業の方々の経営に関する様々な支援に繋げるため、セミナー等の開催や専門家派遣事業を行っています。また、地域社会の一員として、地域貢献活動にも取り組んできました。その一部について、令和5年度の活動を交えてご紹介します。

## とっとり起業交流セミナーの開催

創業に関心のある方、創業後間もない方を対象に、事業経営のヒントを見つけてもらう場として開催しています。

鳥取・米子の2会場で開催し、交流を深めていただきました。



米子会場の様子



鳥取会場の様子

## 金融機関・商工団体との勉強会を実施

金融機関・商工団体との勉強会を計21回開催し、延べ213名の職員の方々に参加いただきました。保証制度の活用方法についての説明や、経営支援事例を用いた事例研究を行い、日々の業務での実践力向上を図るとともに、中小企業支援における連携深化に向け、職員間の交流を深めました。

## 公立鳥取環境大学への講師派遣を実施

地域金融に関する特別講義のなかで、信用保証制度についての説明や当協会の活動内容等をお話させていただき、地域経済の現状について理解を深めていただきました。



## 県立鳥取商業高校での出前授業を開催

「ビジネスから見た鳥取県」をテーマに授業を行いました。

当協会の概要や県内企業におけるビジネスの動向、当協会が取り組むビジネスのサポートについて、業務統計資料や事例を交えて説明し、熱心に聴講いただきました。



## ボランティア活動への参加

地域貢献活動の一環として、各種ボランティア活動へ積極的に参加しました。



日本列島クリーン大作戦  
(浦富海岸)活動の様子



弓ヶ浜・白砂  
青松そだて隊  
活動後

## SDGsへの取り組み

開発途上国の子どもたちへのワクチン寄贈につながる「エコキャップ収集運動」、「古着deワクチン」を実施しました。

エコキャップ収集運動では約47kgのペットボトルキャップを、古着deワクチンでは30kg入りの袋で3袋分の衣類をそれぞれ回収し、ワクチン寄贈に貢献しました。



当協会では、信用保証について一層のご理解をいただくため、広報活動を実施しています。

## ホームページへの情報掲載



## LINE公式アカウントによる情報発信

従来から行ってきたホームページへの情報掲載に加え、「LINE公式アカウント」を利用した情報発信を開始しました。ご利用に関する案内や、当協会の活動情報等をお知らせしていきますので、ぜひ友だち追加をお願いします！

※鳥取県信用保証協会LINE公式アカウントの友だち追加をするには、お客さま自身が「LINE」に登録する必要があります。  
 ※「LINE」は、LINEヤフー株式会社が提供するアプリです。LINEのご利用設定は、お客さまの判断でお願いします。



鳥取県信用保証協会



友だち追加  
 お願いします！



### ご利用イメージ

日付	内容
2024年6月7日	公立鳥取環境大学で講演を行いました！
2024年6月5日	当協会が後援するイベントのご案内「英検しない・経費も経費もブラッシュ...
2024年5月14日	会費名簿を更新しました
2024年5月9日	アンケート結果をお知らせしました
2024年4月23日	保証制度を追加しました
2024年4月17日	ねんりんピックはばたけ鳥取2024よりご挨拶をいたしました！
2024年4月1日	情報誌を更新しました
2024年4月1日	中期経営計画（令和6年度～令和8年度）、年度経営計画（令和6年度分）
2024年2月16日	保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替するホスピタリティ制度...
2024年1月26日	ダイバシ工業サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口設...

ホームページへの新着情報掲載を



LINEでお知らせ  
 掲載情報を  
 タイムリーに  
 確認できる！

# 各種パンフレット等の作成

事業を始めようとする方に対してわかりやすく案内する『創業ナビ』、協会をご利用になられる際の手引きとなる『信用保証ナビ』等、各種刊行物をご用意しております。



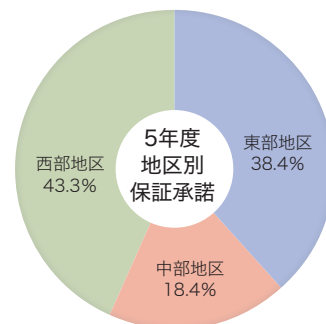
<https://www.cgc-tottori.or.jp/publicity>

## 保証承諾

### 地区別

(単位：億円、%)

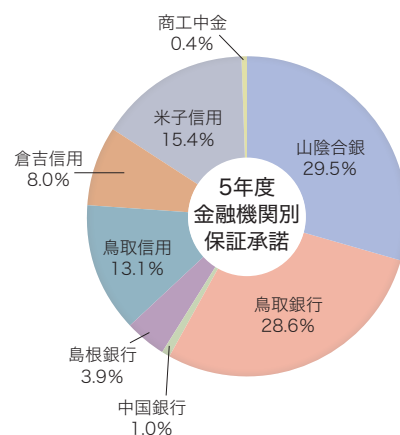
年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
3	469	22.4	209	20.6	44.6	90	26.8	19.2	170	22.8	36.2
4	298	63.5	107	51.1	35.9	48	53.7	16.1	143	84.0	48.0
5	305	102.2	117	109.1	38.4	56	115.3	18.4	132	92.7	43.3



### 金融機関別

(単位：億円、%)

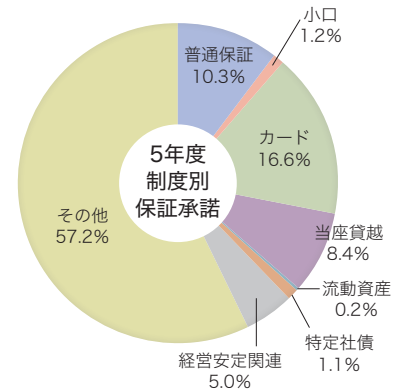
金融機関	年度	3			4			5		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
地方銀行		316	21.0	67.3	179	56.6	60.1	180	100.6	59.1
山陰合銀		167	20.8	35.7	87	51.9	29.1	90	103.6	29.5
鳥取銀行		142	21.1	30.2	90	63.8	30.3	87	96.5	28.6
中国銀行		7	22.0	1.5	2	25.4	0.6	3	166.6	1.0
第二地銀		13	31.8	2.8	12	92.0	4.1	12	98.4	3.9
島根銀行		13	31.8	2.8	12	92.0	4.1	12	98.4	3.9
信用金庫		137	25.8	29.2	106	77.2	35.5	111	105.2	36.5
鳥取信用		50	21.3	10.7	30	60.3	10.1	40	132.5	13.1
倉吉信用		40	34.3	8.4	22	55.2	7.3	24	111.2	8.0
米子信用		47	26.3	10.1	54	113.6	18.0	47	87.5	15.4
商工中金		3	21.9	0.7	1	38.3	0.4	1	92.5	0.4
都市銀行		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.1
みずほ銀行		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
三菱UFJ		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
りそな銀行		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.1
合計		469	22.4	100.00	298	63.5	100.00	305	102.2	100.00



## 保証制度別

(単位：億円、%)

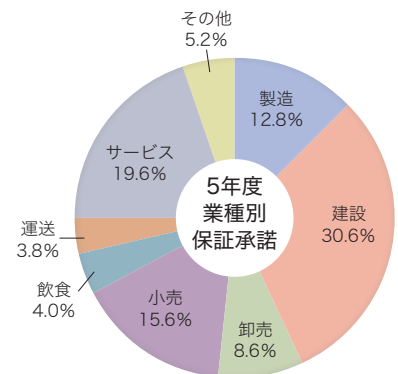
制度	年度	3			4			5		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証		28	86.7	6.0	24	85.7	8.1	31	129.9	10.3
一般保証		28	88.1	6.0	24	86.0	8.1	31	129.9	10.3
提携保証		0	15.2	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
制度保証		441	21.4	94.0	274	62.1	91.9	273	99.8	89.8
小口		2	99.4	0.4	4	259.7	1.4	4	87.8	1.2
カード		55	125.0	11.8	42	75.6	14.1	51	120.8	16.6
当座貸越		29	104.5	6.3	27	91.3	9.0	26	95.3	8.4
長期経営		0	0.0	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
流動資産		1	62.4	0.2	1	96.1	0.4	1	65.5	0.2
特定社債		5	133.3	1.2	3	58.8	1.1	3	100.0	1.1
経営安定関連		210	14.9	44.8	39	18.3	12.9	15	39.7	5.0
危機関連		37	9.0	7.9	0	0.0	0.0	0	—	0.0
その他		101	65.5	21.4	158	157.2	53.1	174	110.2	57.2
合計		469	22.4	100.0	298	63.5	100.0	305	102.2	100.0



## 業種別

(単位：億円、%)

業種	年度	3			4			5		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造		60	17.1	12.7	39	65.1	13.0	39	100.2	12.8
建設		131	25.4	27.9	89	68.0	29.9	93	104.7	30.6
卸売		48	19.4	10.2	23	47.6	7.7	26	114.0	8.6
小売		67	23.1	14.2	50	75.5	16.9	47	94.3	15.6
飲食		23	18.7	4.8	15	66.2	5.0	12	81.3	4.0
運送		19	20.1	4.1	12	64.3	4.2	12	93.1	3.8
サービス		98	25.9	20.9	54	55.3	18.2	60	109.9	19.6
その他		24	24.4	5.1	15	64.7	5.2	16	102.5	5.2
合計		469	22.4	100.0	298	63.5	100.0	305	102.2	100.0

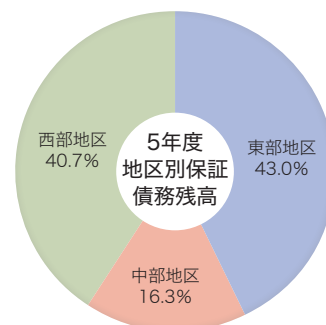


# 保証債務残高

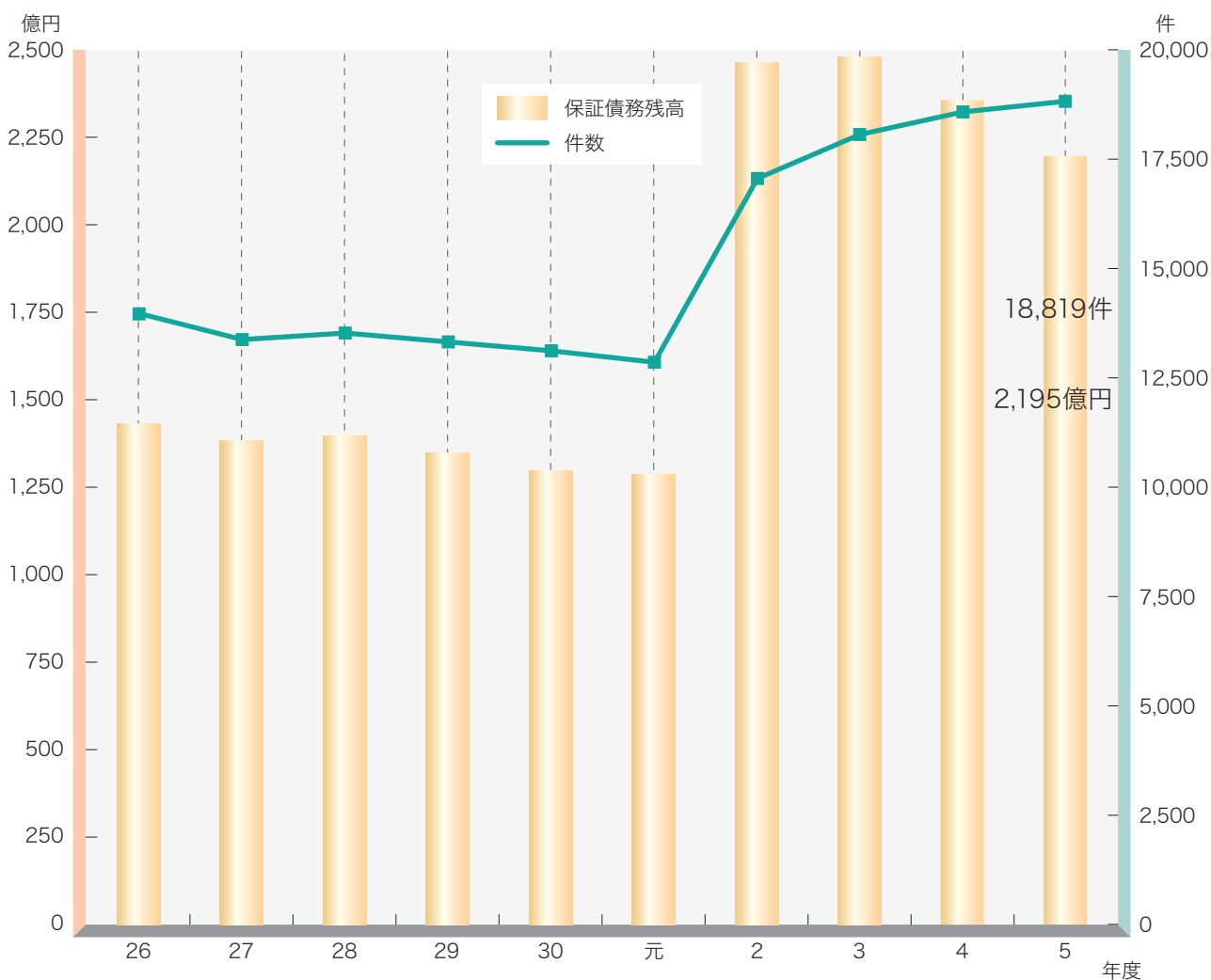
## 地区別

(単位：億円、%)

年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
3	2,479	100.6	1,127	100.7	45.5	400	102.1	16.1	952	99.9	38.4
4	2,358	95.1	1,039	92.2	44.1	383	95.6	16.2	936	98.4	39.7
5	2,195	93.1	944	90.8	43.0	358	93.6	16.3	893	95.4	40.7



## 最近10年間の保証債務残高の推移

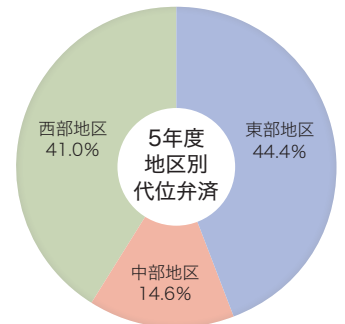


# 代位弁済

## 地区別

(単位：億円、%)

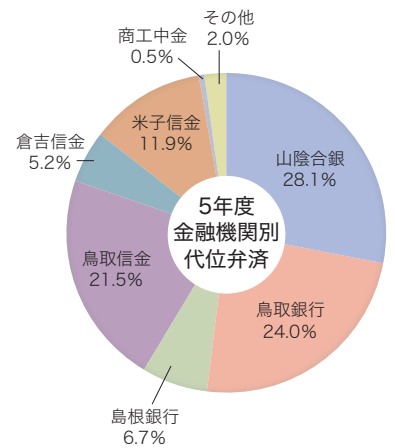
年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
3	14	80.6	4	45.5	28.2	1	77.6	10.5	9	126.6	61.3
4	18	126.5	5	124.6	27.8	1	68.6	5.7	12	137.2	66.5
5	24	136.3	11	217.7	44.4	4	349.6	14.6	10	84.1	41.0



## 金融機関別

(単位：億円、%)

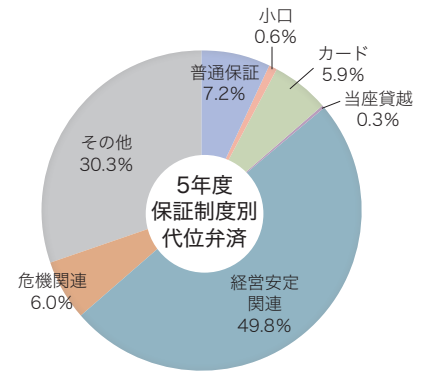
金融機関	年度	3			4			5		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
地方銀行		12	107.7	82.2	11	97.8	63.5	13	111.9	52.2
山陰合銀		4	45.1	29.3	7	168.9	39.1	7	98.1	28.1
鳥取銀行		7	436.9	49.6	4	62.3	24.4	6	134.1	24.0
中国銀行		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
第二地銀		0	32.4	0.4	1	1,410.1	5.0	2	182.9	6.7
島根銀行		0	32.4	0.4	1	1,410.1	5.0	2	182.9	6.7
信用金庫		2	37.5	17.4	5	213.3	29.3	9	179.7	38.7
鳥取信用		1	83.8	7.8	1	75.0	4.6	5	637.1	21.5
倉吉信用		1	38.7	4.0	1	116.4	3.7	1	191.6	5.2
米子信用		1	21.0	5.6	4	474.0	21.0	3	77.4	11.9
商工中金		0	—	0.0	0	—	0.1	0	755.1	0.5
都市銀行		0	—	0.0	0	—	2.1	0	—	0.0
みずほ銀行		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
三菱UFJ		0	—	0.0	0	—	2.1	0	—	0.0
りそな銀行		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
その他		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	2.0
合計		14	80.6	100.0	18	126.5	100.0	24	136.3	100.0



## 保証制度別

(単位：億円、%)

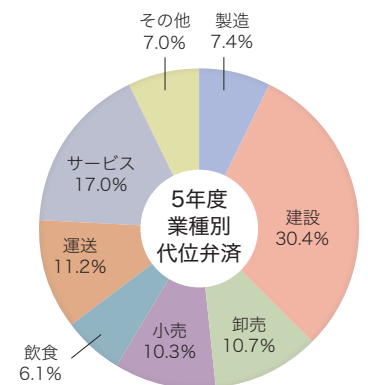
制度	年度	3			4			5		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証		1	27.6	5.1	1	129.8	5.3	2	187.2	7.2
一般保証		1	29.1	5.1	1	129.8	5.3	2	187.2	7.2
提携保証		0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
制度保証		13	90.0	94.9	17	126.3	94.7	23	133.5	92.8
小口		0	48.4	0.4	0	157.1	0.5	0	161.7	0.6
カード		0	63.6	2.2	1	247.3	4.3	1	187.5	5.9
当座貸越		0	—	0.0	0	—	1.8	0	21.9	0.3
長期経営		0	—	2.6	0	—	0.0	0	—	0.0
経営安定関連		3	67.3	23.3	6	180.2	33.2	12	204.6	49.8
危機関連		3	5466.1	20.5	0	16.7	2.7	1	301.9	6.0
その他		6	74.0	46.0	9	124.3	52.3	7	78.9	30.3
合計		14	80.6	100.0	18	126.5	100.0	24	136.3	100.0



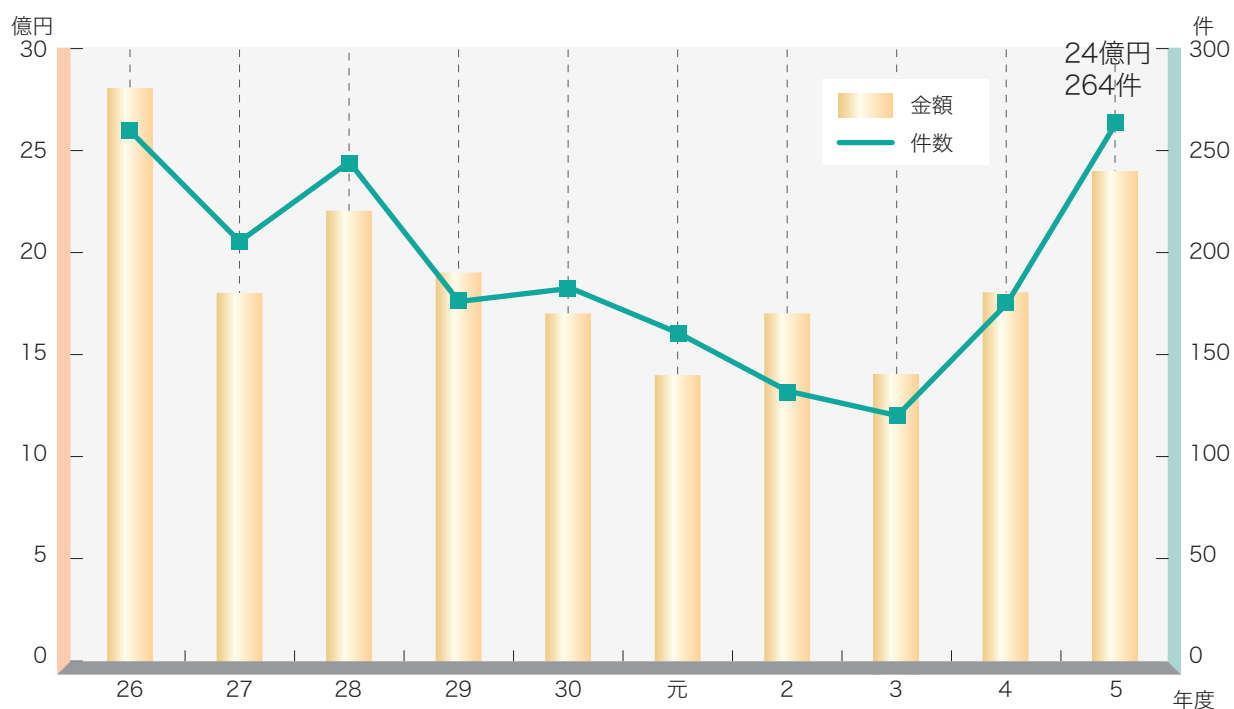
## 業種別

(単位：億円、%)

業種	年度	3			4			5		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造		0	13.7	2.5	2	542.6	10.7	2	94.4	7.4
建設		3	141.7	23.0	2	59.7	10.9	7	380.9	30.4
卸売		3	91.6	20.5	2	74.0	12.0	3	122.2	10.7
小売		3	74.8	24.6	1	38.5	7.5	2	186.1	10.3
飲食		1	383.5	7.4	6	596.1	35.0	1	23.7	6.1
運送		0	44.5	1.6	0	84.9	1.1	3	1,416.3	11.2
サービス		3	70.6	18.9	2	81.4	12.2	4	190.9	17.0
その他		0	71.7	1.4	2	948.0	10.7	2	89.0	7.0
合計		14	80.6	100.0	18	126.5	100.0	24	136.3	100.0



## 最近10年間の代位弁済額と代位弁済件数の推移



## 市町村別保証承諾・残高・代位弁済

(単位：百万円、%)

項目 市町村	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
鳥取市	1,167	10,588	34.8	7,141	86,228	39.3	109	1,078	44.4
倉吉市	271	2,902	9.5	1,820	19,712	9.0	23	199	8.2
米子市	923	9,761	32.0	5,516	64,994	29.6	84	907	37.3
境港市	178	1,879	8.3	1,008	13,550	6.2	13	35	1.4
市計	2,539	25,130	82.5	15,485	184,484	84.1	229	2,218	91.3
岩美町	42	391	1.3	251	2,868	1.3	—	—	—
若桜町	14	88	0.3	60	538	0.2	—	—	—
智頭町	32	171	0.6	244	2,025	0.9	1	2	0.1
八頭町	74	464	1.5	334	2,549	1.2	—	—	—
三朝町	24	128	0.4	170	2,098	1.0	—	—	—
北栄町	71	921	3.0	454	5,345	2.4	9	85	3.5
湯梨浜町	58	493	1.6	359	3,818	1.7	9	39	1.6
琴浦町	112	1,095	3.6	482	4,827	2.2	8	30	1.2
日吉津村	30	351	1.2	120	1,443	0.7	—	—	—
大山町	53	626	2.1	273	3,109	1.4	3	4	0.2
南部町	37	191	0.6	198	1,294	0.6	—	—	—
伯耆町	25	300	1.0	198	3,153	1.4	—	—	—
日南町	11	47	0.2	76	643	0.3	4	51	2.1
日野町	6	43	0.1	68	736	0.3	1	1	0.0
江府町	8	31	0.1	47	538	0.2	—	—	—
町村計	597	5,338	17.5	3,334	34,984	15.9	35	212	8.7
合計	3,145	30,468	100.0	18,819	219,468	100.0	264	2,430	100.0



## 事業概況

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

### 事業方針

令和5年度当初における主な事業の方針は次のとおりでした。

#### 基本方針

当協会は、令和3年度にスタートした中期事業計画の最終年度として、「未来を拓く考動を、あなたとともに。」のコンセプトのもと、長引く新型コロナウイルス感染症をはじめ、原材料・資源価格の高騰により深刻な影響を受けたお客さまに対する金融仲介機能の発揮やSDGsの実現、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）への適応等、お客さまの生産性向上・競争力強化に金融機関・関係支援機関・外部専門家とも連携しながら、実効性のある支援に取り組みます。

また、これらの実施に向けての支援体制を整えるため、職員の資質向上を図るとともに、お客さまの利便性向上のための情報発信や広報活動に努めます。

#### 主要課題

- |                               |                         |
|-------------------------------|-------------------------|
| (1) お客さまのニーズ等に対応した保証支援の推進     | (5) 求償権消滅保証等を活用した事業再生支援 |
| (2) 金融機関・関係支援機関との連携による保証支援の推進 | (6) コンプライアンス体制の維持・継続    |
| (3) 経営課題に対する効果的な経営支援          | (7) 情報発信・広報活動の強化        |
| (4) 継続的な創業・事業承継支援             |                         |

### 業 績

5年度の業務実績は次のとおりでした。

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	対前年比	増減額
保 証 承 諾	30,468	102.2	661
保 証 債 務 残 高	219,468	93.1	△ 16,363
保 証 債 務 平 均 残 高	227,022	93.5	△ 15,800
代 位 弁 済	2,430	136.3	647
対債務者回収（元損）	496	90.0	△ 55

#### ①保証承諾

当年度の保証承諾は、3,136件、30,468百万円(対前年比102.2%)と増加しました。

前年度は新型コロナ関連保証の取扱い終了により大幅に減少しましたが、当年度は県制度資金を中心にやや回復しました。

制度別では、県が指定した経済変動事由により経営の安定に支障が生じている事業者の資金需要に対応する鳥取県地域経済変動対策資金が7,238百万円(同84.0%)と堅調な利用でした。

業種別では、建設業9,310百万円(同104.7%)、サービス業5,966百万円(同109.9%)、小売業4,741百万円(同94.3%)の利用が多くありました。

#### ②保証債務残高

期末の保証債務残高は、保証承諾額は微増であったものの、債務残高の約6割を占めている新型コロナ関連保証の返済が進んだことにより、219,468百万円(同93.1%)と減少しました。

#### ③代位弁済

当年度の代位弁済は、2,430百万円(同136.3%)と前年を上回り、その内、新型コロナ関連保証は1,080百万円(同196.7%)でした。

業種別では、建設業738百万円(同380.9%)、サービス業414百万円(同190.9%)、などが大幅な増加となりました。

#### ④求償権回収

当年度の求償権回収は、競売等による担保処分が進んだ一方、債務整理による配当や定期回収が前年度を下回り、496百万円(同90.0%)となりました。

#### ⑤基本財産

当年度収支差額のうち397,962千円を基金準備金に繰り入れたことから、基本財産の総額は12,917,046千円となりました。

(単位:千円)

基本財産	当期末残高	増減額
基 金	4,536,645	0
基金準備金	8,380,401	397,962
合 計	12,917,046	397,962

# 収支計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：千円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出		経常収入	
業務費	644,983	保証料	1,562,675
借入金利息	0	預け金利息	5,340
信用保険料	960,048	有価証券利息配当金	238,132
責任共有負担金納付金	20,534	調査料	0
雑支出	4,611	延滞保証料	0
		損害金	7,590
		事務補助金	485,556
		責任共有負担金	168,035
		雑収入	11,493
合 計	1,630,177	合 計	2,478,821
経常収支差額	848,645		
経常外支出		経常外収入	
求償権償却	1,878,329	償却求償権回収金	59,709
譲受債権償却	0	責任準備金戻入	1,555,807
雑勘定償却	519	求償権償却準備金戻入	224,162
有価証券評価損	0	求償権補填金戻入	1,673,346
有価証券売却損	0	保険金	1,555,202
退職金	1,132	損失補償補填金	118,144
責任準備金繰入	1,452,397	有価証券評価益	0
求償権償却準備金繰入	240,880	有価証券売却益	0
その他支出	559	補助金	0
		その他収入	107
合 計	3,573,815	合 計	3,513,132
経常外収支差額	△ 60,682		
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	787,962		
収支差額変動準備金繰入額	390,000		
基本財産繰入額	397,962		

(注) 1. 責任準備金、求償権償却準備金、退職給与引当金については、それぞれ業務方法書に定められた金額を100%計上しています。

2. 四捨五入の関係で各項目の合計は一致しない場合があります。

# 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

借方	
科目	金額
現金	0
預け金	2,828,015
金銭信託	0
有価証券	17,694,287
動産・不動産	288,439
損失保証金見返	0
保証債務見返	219,467,770
求償権	976,421
譲受債権	0
雑勘定	904,576
仮払金	353,086
保証金	0
厚生基金	102,618
連合会勘定	6,869
未収利息	51,441
有価証券未収入金	0
未経過保険料	390,562
合計	242,159,508

貸方	
科目	金額
基本財産	12,917,046
基金	4,536,645
基金準備金	8,380,401
制度改革促進基金	0
収支差額変動準備金	4,665,504
その他有価証券評価差額金	△ 362,930
責任準備金	1,452,397
求償権償却準備金	240,880
退職給与引当金	361,562
損失補償金	0
保証債務	219,467,770
求償権補填金	0
借入金	0
雑勘定	3,417,280
仮受金	15,979
保険納付金	29,832
損失補償納付金	5,576
未経過保証料	3,325,096
未払保険料	1,014
未払費用	39,782
有価証券未払金	0
合計	242,159,508

# 財産目録

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
現金	0
預け金	2,828,015
金銭信託	0
有価証券	17,694,287
動産・不動産	288,439
損失補償金見返	0
保証債務見返	219,467,770
譲受債権	0
求償権	976,421
雑勘定	904,576
合計	242,159,508

科目	金額
その他有価証券評価差額金	△ 362,930
責任準備金	1,452,397
求償権償却準備金	240,880
退職給与引当金	361,562
損失補償金	0
保証債務	219,467,770
求償権補填金	0
借入金	0
雑勘定	3,417,280
合計	224,576,958
正味財産	17,582,550

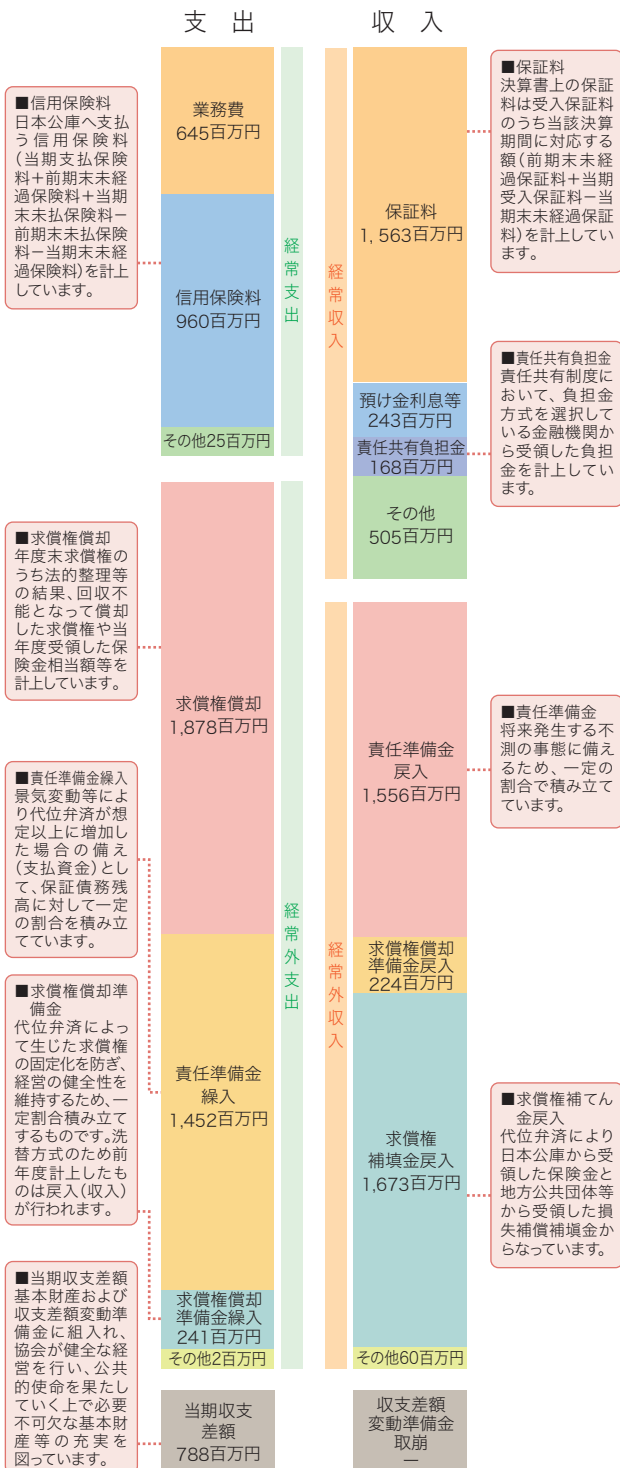
# 基本財産

(単位：千円)

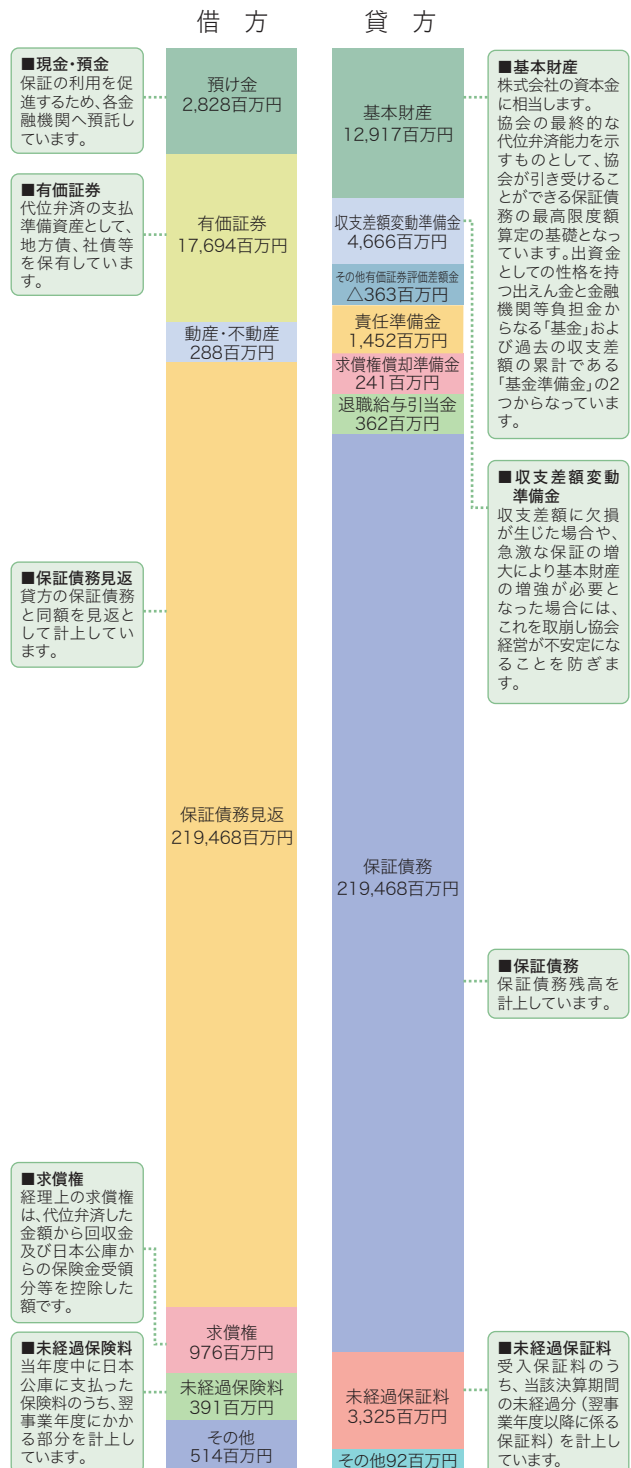
区 分	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
基金	4,536,645	0	4,536,645
基金準備金	7,982,439	397,962	8,380,401
合 計	12,519,084	397,962	12,917,046

- (注) 1. 基本財産は会社の資本金に当るもので、経営基盤の安定を図るために増強を図っていく必要があります。  
 2. 保証協会が保証できる最高限度額は、基本財産の42.8倍までと定められており、今後の保証申込に応じるためにも基本財産の増強が不可欠です。  
 3. 保証債務限度額 = 基本財産 12,917,046千円 × 42.8 = 552,849百万円

## 収支計算書の用語説明



## 貸借対照表の用語説明



# 個人情報保護への取組みについて

平成17年4月1日より、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利権益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が施行されました。

鳥取県信用保証協会では、信用保証をご利用頂く中小企業者の皆様の個人情報を取り扱う事業者として、個人情報保護法を始めとする関係法令を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るため、個人情報保護宣言を始めとする各種ポリシーを定め、各種規程等を整備しています。

併せて、諸規程が遵守されるよう内部研修等を徹底し、全役職員が個人情報保護法の趣旨を理解し、保有している情報が適正に管理・運用されるよう努めてまいります。

さらに、開示・訂正のご請求や、寄せられた苦情等に対して適切に対応し、公的保証機関として皆様の信頼を損ねることのないよう、万全の体制をとることとしています。

## 個人情報保護宣言

鳥取県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備え置きしてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送希望の場合のみ郵便料金実費相当額(1件の申請につき500円)をご負担いただきます。(切手納付可)

### (7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

■鳥取県信用保証協会 鳥取営業所	0857-26-6631	〒680-0031	鳥取市本町三丁目201番地
■鳥取県信用保証協会 倉吉支所	0858-22-6103	〒682-0887	倉吉市明治町1037番地11
■鳥取県信用保証協会 米子支所	0859-34-3535	〒683-0823	米子市加茂町二丁目204番地

以上

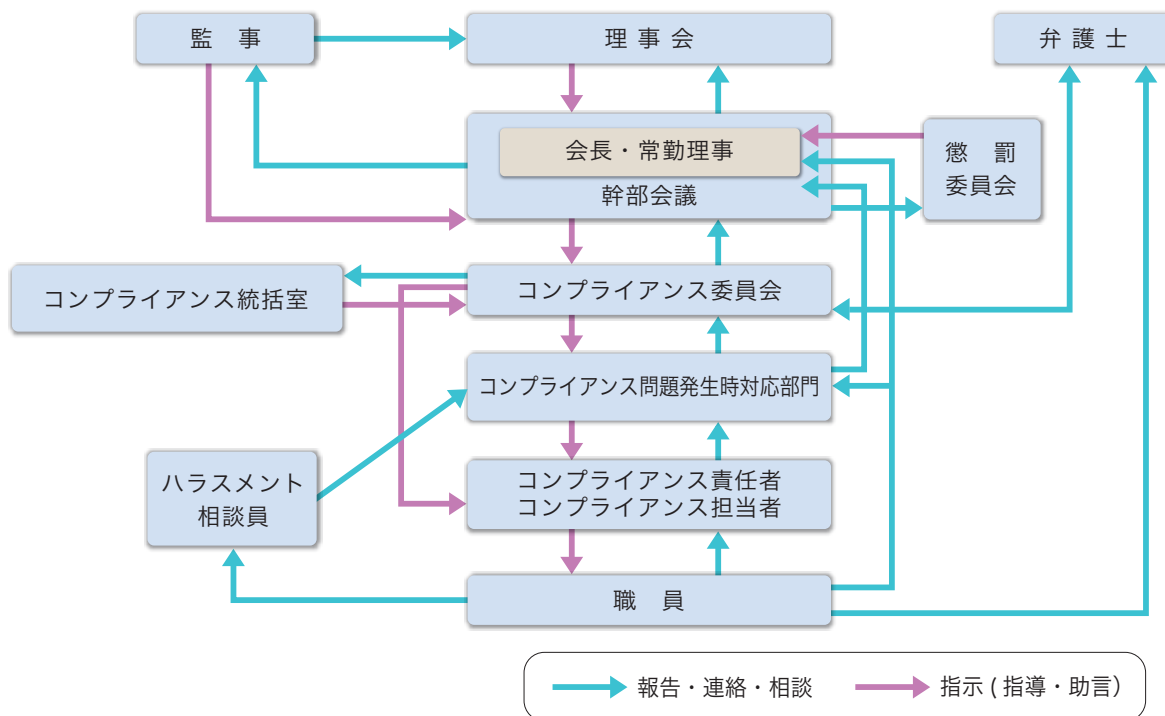
鳥取県信用保証協会では、公共性と社会的使命の重要性に鑑み、業務を遂行する役職員は、公正な行動規範にそった業務の遂行により、社会的信頼を高めていくとともに、健全な協会運営に努めてまいります。

また、コンプライアンスプログラムの反復的な実施により、発生した問題の検証と実施した改善策に対する評価を行うとともに、潜在リスクの洗い出しによる事務リスクの最小化に努めてまいります。

## 1. 基本姿勢

- ・ 経営の効率化に努め、健全な業務運営を通じて、信用保証協会としての信頼性の確立を図ります。
- ・ 中小企業者の方に対する真に必要な信用保証を創造し、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスを提供します。
- ・ 信用保証協会法をはじめとする関係法令、協会内規等を正しく遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。
- ・ 社会の安全・秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、厳にこれを排除し、信用保証の悪質利用を阻止します。
- ・ 広く地域住民とのコミュニケーションを図り、地域社会への貢献に努めます。

## 2. 基本体制図



## 反社会的勢力排除宣言

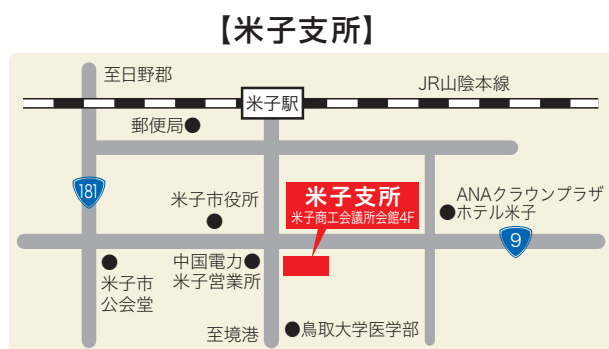
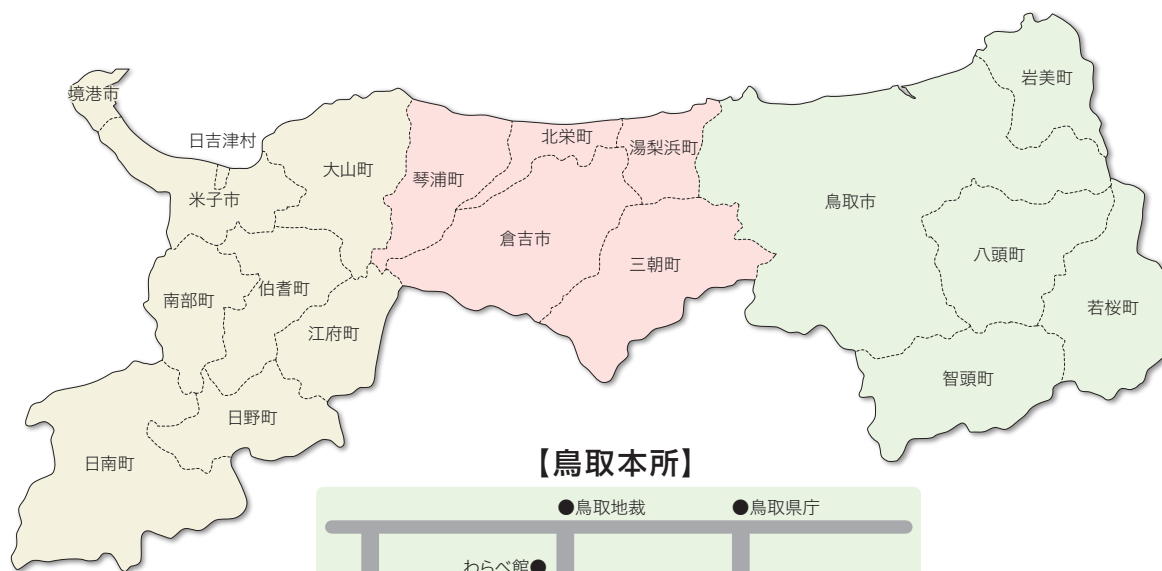
鳥取県信用保証協会は、反社会的勢力者等の保証協会の不正に利用しようとする者に対し、一切関係を持たず、地域社会から信頼される組織であり続けるために、次の5項目を宣言いたします。

1. 当協会は、組織全体で反社会的勢力者等の不正利用者に対応します。
2. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求に備えて、常時、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。
3. 当協会は反社会的勢力者等不正利用者の関係を一切遮断し、不当要求に対しては、民事と刑事の両面から対応します。
4. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求が、業務遂行上の不祥事や協会職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽いたしません。
5. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者に対する信用保証は一切行いません。

# 本・支所の担当区域と事務所位置略図



担当部署	郵便番号	住所	TEL	FAX	担当区域
コンプライアンス統括室	680-0031	鳥取市本町3丁目201番地 (鳥取産業会館3階)	0857-26-6632	0857-26-6924	—
総務部					
総務企画課					
デジタル業務統括室					
業務統括部					
企業支援統括課					
業務事務統括室					
再生支援・管理統括課					
鳥取営業所					
企業支援課					
管理課					
倉吉支所	682-0887	倉吉市明治町1037番地11 (倉吉商工会議所会館1階)	0858-22-6103	0858-22-7351	倉吉市 東伯郡
米子支所	683-0823	米子市加茂町2丁目204番地 (米子商工会議所会館4階)	0859-34-3535	0859-34-2877	米子市、境港市 西伯郡、日野郡
企業支援課					
管理課					



# TOTTORI Guarantee Report 2024



鳥取県信用保証協会はガイナレ鳥取を  
応援しています。

<https://www.cgc-tottori.or.jp>



友だち追加  
お願いします！

